

令和6年度 第2回秋田県政策評価委員会 議事録（要旨）

1 日 時 令和6年8月28日（水） 13時30分～16時

2 会 場 県正庁

3 出席者

●政策評価委員会委員（五十音順）

池 村 好 道	秋田大学 名誉教授、白鷗大学 名誉教授
石 沢 真 貴	秋田大学教育文化学部 教授
木 村 まゆみ	食 navi ステーション 代表
佐 藤 雅 彦	一般財団法人秋田経済研究所 専務理事兼所長
曾 我 章 生	日本労働組合総連合会秋田県連合会 事務局長
中 村 浩 三	秋田県社会保険労務士会 副会長
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事兼事務局長
綿 引 かおる	フリーアナウンサー

○県

石 井 正 人	企画振興部 次長
清 水 康 成	企画振興部 総合政策課長

【政策「戦略6 教育・人づくり戦略」関連】

高 島 知 行	教育庁 総務課長
久 慈 隆 正	教育庁 高校教育課長
新 号 和 政	教育庁 幼保推進課長
荻 原 由美子	企画振興部 国際課長

【警察本部】

佐 藤 裕 士	警務部 警務課企画官
畠 山 洋	警務部 首席参事官兼警務課長
古 屋 建 一	交通部 首席参事官兼交通企画課長

【基本政策３関連】

近 江 賢 治	生活環境部 環境管理課長
千 葉 崇	生活環境部 自然保護課長
大 石 勝	生活環境部 環境管理課八郎湖環境対策室長
大 門 洋	生活環境部 環境整備課長
中 林 信 康	農林水産部 水産漁港課長
小 野 圭	農林水産部 森林環境保全課長

4 議事

● 池村委員長

本日の議事に入る前に、審議内容は、議事録として県のウェブサイトに掲載されます。その際、委員名は特に秘匿する必要はないと考えられますので、公開で行いたいと考えます。よろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

それでは議事（１）について、事務局より説明願います。

□ 高島総務課長

（資料１により、令和６年度教育委員会が行う政策等の評価に関する実施計画等について説明。）

● 池村委員長

実施計画等につきまして、御質問等をお願いします。

【質問、意見なし】

それでは続きまして、議事の（２）審議に入ります。

最初に資料２「教育・人づくり戦略」について、事務局より説明願います。

□ 清水総合政策課長

（資料２により、政策評価について説明。）

□ 久慈高校教育課長

(資料 2 により、施策評価、事業評価について説明。)

● 池村委員長

それでは、調査審議に入ります。調査審議については、説明の順番とは逆に、下から積み上げる形で、事業評価、施策評価、政策評価の順に審議し、最後に総括的な審議を一括して行います。

はじめに、事業評価の調査審議に入ります。どなたか御意見、御質問をお願いします。

◎ 佐藤委員

6 ページ、「事業概要及び財源」にある「発信力強化プロジェクト事業」の予算額が大きい金額になっておりますが、使途としては、先ほど御説明のあったとおり、外国人教師の人件費という理解でよろしいでしょうか。

□ 草階高校教育課チームリーダー

本事業の予算は、県立高校にいる外国語指導助手 25 名の報酬や旅費などに充てています。

◎ 福岡委員

7 ページの「効率性」の判定が「b」となっていますが、その根拠を教えてください。

□ 草階高校教育課チームリーダー

ディベート交流会をオンラインで行うことで予算をかけずに実施していますが、このことがどの程度、効率性が高いといえるか分からないところもあり、真ん中をとり「b」としました。

◎ 福岡委員

「a」という選択はあえてしなかったという解釈でよろしいでしょうか。

□ 草階高校教育課チームリーダー

全県に公立高校が 43 校あり、そこから見ると参加校が少なかったということもあり「a」にはならないと考えました。

● 池村委員長

かつてこの効率性は、「B/C」で考えていましたが、それが果たして適切かという議論を経て、今日では、効率性に向けてどのような努力をしているかということの詳細に書く形に移行しています。そのため、福岡委員の要望もそれに沿う形で、事業はこれだけではありませんので、もう少し丁寧に努力の結果を記載したら「a」になるかもしれないということです。特に問題があるわけではありませんが、そういった点も気遣っていただけると幸いです。

◎ 綿引委員

6 ページの「指導力向上プロジェクト事業」について質問です。生徒に対しては、文部科学省でも、英検 3 級以上を有する中学校 3 年生の割合というパーセンテージを設定しているようですが、先生方に対しても、例えば英検は何級以上持っていなければいけないといった目安の設定があるのか、また、この事業の中で英検や TOE I C の資格を取るために補助金を出しているのかという点をお伺いします。

□ 草階高校教育課チームリーダー

教員は文部科学省の方で英検準 1 級相当以上という指標を設定しています。文部科学省の目標として中学校の教員であれば、準 1 級相当以上 50%以上、高校の教員であれば準 1 級以上 75%という目標が設定されています。県内の中学校・高校の教員は、いずれも指標はクリアできていないため、我々も教員の英語力は向上させていかなければいけないと思っております。

また、昨年度は、TOE I C I P というオンラインで受けられる TOE I C の受験について、研修を受けた教員 80 名分を予算化し、教員の英語力向上に努めています。それと同時に研修も、小学校、中学校、高校の教員とそれぞれ実施しております。

● 池村委員長

その他いかがでしょうか。

私からは1点、6ページ「指標Ⅰ」についてです。事業の指標と、施策の指標が同一であるというのは、一般的には適切ではないということですが、この「AKITA グローバル人材育成事業」は、決算ベースで見ると115,933千円であり、施策の方向性、さらには、事業全体の中で大半を占める重要な事業という位置づけになっていますので、ここに強い違和感は残りません。ただ一般論としては、別立ての目標があることが望ましいということになるかと思います。

それでは施策評価に移ります。いかがでしょうか。

◎ 曾我委員

3ページ、成果指標②と③については、学校の方向性や先生の意向によって、参加者数は変わってくると思います。そのため、参加者数を指標とするのではなく、例えば、参加した生徒たちのその後の成果といった部分が指標になるのではないかと思います。

● 池村委員長

いかがですか。例えば参加者の満足度のようなものはどうですか。

□ 久慈高校教育課長

今の意見を受けて、今後教育庁内で検討してみたいと思います。

● 池村委員長

その他いかがでしょうか。

◎ 佐藤委員

3ページの成果指標③「国際理解講座への参加者数」は、令和4年度の目標が500人、7年度では575人と少しずつ増えています。しかし、元年度の実績は、既に4年度の目標である500人を上回っており、4年度に至っては847人と大幅に上回っています。そのため、過去の実績を見て目標値を設定したのであれば、確実に達成できるような目標値になっているのではないかと疑ってしまいますが、この目標値はどのようにして決めているのか教えてください。

□ 荻原国際課長

目標値を設定する際に新型コロナウイルス感染症の影響があり、先のことは見通せない状況にあったため、参加者数が多いイベントを除いて目標値を設定しています。

その後、新型コロナウイルス感染症も落ち着き、参加者が増え、イベントが開催できるようになってきたこともあり、実績値が目標値以上になってしまい、目標値に違和感があるように映る状況になっています。

◎ 佐藤委員

こちら、先ほどと同じように、指標として参加者の満足度を検討していくことも一つの考えだと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

● 池村委員長

先ほどの資料1の記載に、施策の目標設定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮するとあり、事業についても同様の思考が働いていると思います。

そうした場合、4年度と5年度で実績値があまり増えていないということを取り上げるに値するのかもしれませんが。

施策については、その他いかがでしょうか。

◎ 中村委員

そもそも、「施策のねらい」に「グローバル社会において、国際感覚や世界的視野を持ちながら、協働して課題を解決する力や英語による発信力を身に付けた多数の人材の輩出を目指します。」とありますが、成果指標①、②、③の目標を達成すると、そういった人材の輩出ができたというように考えるものなのでしょうか。

● 池村委員長

言い換えますと、目標値を達成すればということもありますが、その前の段階で、様々な施策の中身、事業そしてその塊としての施策の方向性があります。それを行うことが、果たして、この施策のねらいを達成することにつながるのかという点を御説明いただいた方がいいのかもしれませんがね。成果指標だけでは必ずしもないでしょうから。

□ 草階高校教育課チームリーダー

この成果指標をクリアすることが、そのままグローバル人材の輩出になるというのは、今段階では難しいかもしれませんが、中学生・高校生の段階で、まず英語力を身に付けるということは必須のことだと考えております。また、中学校3年生の英語力は、文部科学省の調査にもなっており、県の目標にも設定して、基本的な英語力を身に付けていって欲しいということで、挙げています。

また英語ディベート交流会は、高校生を対象とした事業であり、英語力だけではなく、社会的な関心も高めて英語力も高めることがグローバル人材の輩出につながると考え、成果指標として挙げています。

● 池村委員長

その他、政策も含めていかがでしょうか。

◎ 石沢委員

1 ページ「施策評価の結果」の「目指す姿6 生涯にわたり学び続けられる環境の構築」について、評価結果が令和4年度からかなり下がっていますが、何か理由があるのでしょうか。先ほどのグローバル社会で活躍できる人材は、若い方を対象としていると思いますが、グローバル社会において、今後ますます、予測不可能な状況であるという意味では、生涯学習がすごく重要だと言われるようになってきています。そうした点で重要な部分だと思いますが、何か問題や背景があるのでしょうか。

□ 高島総務課長

「目指す姿6」は、成果指標を四つ設定しています。今回の評価結果が「d」となった理由として、四つのうち二つの成果指標があまり良くなかったということがあります。一つ目として、「県立美術館、近代美術館、県立博物館、農業科学館の利用者数」が少し伸びなかったこと、二つ目として、「県立・市町村立図書館等の個人の貸出冊数」が伸びなかったという点です。一つ目の「博物館等の利用者」が伸びなかったことについては、企画展の集客が令和4年度に比べてあまり良くなかったというのが主な理由です。「図書館の貸出冊数」については、インターネットの普及に伴い、本を借りることが少なくなっており、貸出冊数が伸びず、今回このような結果になっております。

◎ 石沢委員

残りの二つの成果指標は、評価が良かったということでしょうか。

□ 高島総務課長

残りの二つについては、「国県指定文化財の件数」などを指標にしていますが、こちらは評価が良かったということになります。

◎ 石沢委員

今回モットーとされているのは若い方の人材育成だと思いますが、グローバル社会に対応するという意味で、何が問題なのか何がリスクなのかといったことを、我々全ての人間が学び続けていかなければいけません。そういう意味では、すごく重要な部分だと思いますので、今後もし指標の設定の仕方を検討されるのであれば、見直し等していただければと思います。

□ 高島総務課長

「教育・人づくり戦略」ということで、教育委員会では生徒や学生を中心に考えていますが、成人を含めたグローバル社会で活躍できる人材の育成というのは、非常に重要な視点だと思います。成果指標の「国際理解講座への参加者数」については、大人も対象にしている部分もあります。御意見を踏まえ、今後指標設定等で検討していきたいと考えております。

● 池村委員長

その他いかがでしょうか。

◎ 福岡委員

私たち環境団体は気候変動問題といった様々なものを扱っており、これらは、もはや秋田だけの問題ではないので、生徒たちには俯瞰的に物を見る力を持って欲しいと思い、自らが自分の住んでいく社会をつくるという視点を重視し授業を行っています。そういう意味では、この政策そのものが、少し狭い形に見えてしまいます。環境分野の世界では、「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」という言い方をよくしますが、それだけではないとは思いますが。地域をきちんと知ることがまず重要であり、その上でグローバルな人に育って欲しいというのが根底にあると思いますが、同時に、

俯瞰的に物を見て判断できる、あるいは社会をつくっていくという視点が、この先、秋田が生き残っていくためにとても重要な視点だと思いますので、御検討いただければと思います。

□ 高島総務課長

今おっしゃったことは非常に重要な観点であると教育委員会でも考えております。不確実性といった将来が見通せない中で、主体的に判断していける力をどのように養っていくかというのは、教育委員会の中でも議論をしているところです。現在、教育基本計画を作成しており、そうした観点も踏まえて検討していますが、今の御意見を参考にしながら、引き続き検討していきたいと考えております。

● 池村委員長

その他いかがですか。

◎ 中村委員

政策評価の「主な課題と今後の対応方針」の「目指す姿1」について、課題にある「離職率の問題」は秋田県だけに限った話ではありません。この評価調書は幹事部局が教育庁となっているため、新規高校卒業就業者の離職率について記載していますが、新卒者に限らず、全体的に離職率が問題だということは御存知だと思います。

県では、平成27年度にかなり力を入れて「若者職場定着支援事業」をやっています。この事業は、秋田県は離職率が高いということで始めた事業ですが、こちらは職場の方に問題がないだろうかという視点で実施しています。そのため、ミスマッチもありますが、職場の問題を探ることは、離職率の改善に向けて絶対必要だと思います。この政策は教育庁が幹事部局のため、少し異なるかもしれませんが、労働部局と連携をとって、取り組んでいただければと思います。

● 池村委員長

その他いかがでしょうか。

◎ 佐藤委員

4 ページ「主な取組状況とその成果」の「施策の方向性③」に、「在住外国人の様々な生活相談等に適切に対応した」とあり、私としては相談件数が多いという印象を受

けました。県内に住む外国人の方はこういったことを相談されているのでしょうか。また、相談内容について、かなりネックになっていることがあり、県として、課題解消に向けて議論または検討を行っているということがあれば、こういった取組をしているか教えてください。

□ 荻原国際課長

本県は、外国人の数が全国で一番少ないですが、他県と同様に徐々に増えてきていることもあり、相談件数も少し増えてきています。外国人相談センターを国際交流協会に置いていますが、相談内容は、通訳や翻訳、在留資格のほか、子育てや離婚といった各家庭における相談もあり、多岐に渡っています。

県としては、引き続き、相談窓口があることを周知していきたいと思っております。

また、外国人が一番困るという点で、日本語が上手く話せないため学習したくてもできないといったことがあり、そうしたことが地域で安心して暮らすためのネックになってきます。

そのため、今年度から、日本語教育、日本語学習の機会をしっかりと確保できるよう、庁内で連携をして事業を進めております。今後は、その点に力を入れ、外国人が安心して暮らしていけるような社会づくりに少しでも役立てていきたいと思っております。

● 池村委員長

政策の令和4年度の総合評価が「C」で、5年度も「C」となっています。

これは、「目指す姿6」が「b」から「d」に落ち込んでいますが、「目指す姿2 確かな学力の育成」の評価が今回上がったことによるものです。秋田県の場合は、これに対して積極的に取り組んでいるということで、全国的にも名を馳せており、教育留学や教育移住というようなことも視野に入るほど頑張っているということでもあります。その成果として、今回「目指す姿2」の評価が「a」になっているということを高く評価したいと思います。

それにもかかわらず、課題等では「教員のICT活用指導力の差がかなりある」と問題点も指摘されています。是非、これは克服できるようお願いします。また、児童・生徒がタブレットを使用することで教育の最適化を図ろうという流れがありますが、児童・生徒は、自宅で十分に活用できているのでしょうか。例えば、学校で発言しにくい子どもでも、タブレットを用いてならできるといった点が、ねらいとしてありました。他県の状況を見ると、必ずしも家庭でのタブレット活用が有効にされていない

ということも聞きますが、秋田県の場合はどうでしょうか。

□ 大嶋義務教育課チームリーダー

I C Tの家庭での活用は、市町村教育委員会、各学校によってそれぞれ状況は変わりますが、家庭での活用は少しずつ進んでいます。しかし、効果的な活用かどうかというところまでの検証には至っておりません。

ただ、自分の意見を表明する場でタブレットを活用するといったことを学校への訪問指導の場で続けて行っており、教員のI C T活用の状況につきましても、I C T研修を今年度進めており、改善に向けて努めているところです。

● 池村委員長

その他いかがでしょうか。

政策論もいくつかいただいておりますが、これは各所で生かしていただくように御検討をお願いします。評価に関わる点として、事業の効率性について説明は丁寧という要望がありました。それから、3ページの成果指標について「参加者数」という指標はどうなのかという意見もありましたが、それは事務局の方で今後検討するという姿勢が示されたので、それでよろしいと思います。

評価自体については、特に異論はなく、政策、施策、事業いずれについても評価結果は妥当であるとさせていただきます。

正式な意見の取りまとめは、事務局と本職が協議の上、行いますので、御一任いただきます。

〔休 憩〕

● 池村委員長

資料3「安全で安心な秋田の実現」の審議に入ります。

□ 佐藤警務課企画官

(資料1により、公安委員会及び警察本部長が行う政策等の評価に関する実施計画等について説明。)

● 池村委員長

実施計画等につきまして、御質問等をお願いします。

【質問、意見なし】

それでは、資料３の安全で安心な秋田の実現について、事務局より説明願います。

□ 畠山警務課長

(資料３により、政策評価について説明。)

□ 古屋交通企画課長

(資料３により、施策評価、事業評価について説明。)

● 池村委員長

それでは、事業評価から御意見、御質問をお願いします。

◎ 中村委員

５ページ「指標Ⅰ」の目標が令和５年度までは「４００」となっており、６年度以降は「９２０」となっていますが、その理由を教えてください。

また、信号灯器の全体数とＬＥＤへ更新する数量とそれにかかる期間はどのくらいでしょうか。

□ 古屋交通企画課長

まず、５年度までの目標を「４００」とした理由として、本県独自となりますが、信号灯器の更新期間は３０年を基準としていました。その更新期間に合わせ、電球式の信号をＬＥＤにした場合、当時は年間「４００」の更新が必要と試算しました。その後、信号機の電球を作っている国内唯一のメーカーが、９年度で電球の生産を終了することになり、生産終了後は、電球交換できなくなることから、生産終了するまでにＬＥＤ化を完了させる必要があり、６年度から目標値を「９２０」に変更しています。これらを計画的に進めていくことで、最終的には県内の全ての交通信号機がＬＥＤになります。

◎ 中村委員

そうした場合、ＬＥＤへの更新が完了すると、今後は信号機の更新の必要性はなく

なるのでしょうか。

□ 古屋交通企画課長

信号機の柱や制御機の更新も必要になりますが、今は電球の生産終了までに灯器の更新を完了することを最優先に考えています。

◎ 綿引委員

5 ページ、「事業実施の背景及び目的」に、「交通安全施設のバリアフリー整備を推進して」とあります。しかし、「事業概要及び財源」にはバリアフリーに関する記載はありません。この「バリアフリー整備」というのは、例えば見えやすい、聞こえやすい信号ということなのか、それとも何か施設のバリアフリー化ということなのでしょうか。

□ 古屋交通企画課長

この「バリアフリー」は、信号機を見えやすくするほか、高齢者対策の観点もあります。高齢者が渡りやすいように、車と歩行者の信号を分けて制御する、歩車分離方式という信号機がありますが、この信号機は、大きい交差点につけており、交差点の巻き込み事故の減少につながります。また、視覚障害者向けに、信号が青になった際に音が出る付加装置を設置しています。この他に、高齢者等向けに、ボタンを押すと青信号の時間が長くなり、道路を渡る時間を確保するというものもあります。

LED化が最優先と言っておりますが、高齢者や視覚障害者にやさしい信号機を取り付けるなどし、バリアフリー整備を進めております。

◎ 綿引委員

この予算には、そういった整備の部分が含まれているということでしょうか。

□ 古屋交通企画課長

そのとおりです。

◎ 福岡委員

6 ページの「効率性」の記載は、指標とどのような関係があるのでしょうか。また、記載の中に、唐突に平成 27 年の事故件数が示されていますが、これは何か理由がある

のでしょうか。

□ 古屋交通企画課長

今までの電球式の信号機は、西日が差すと疑似認識するといったことで、他の色に見えてしまい誤認してしまう可能性があります。そのため、信号灯器をLED化することは、車の運転手や歩行者の視認性を向上させ、人身事故の減少につながります。

また、効率性の記載の中で、平成27年と令和5年の人身交通事故件数を比較したのは好ましくなかったと思いますが、LED化により事故の減少につながるという点を踏まえ、効率性を評価しました。

◎ 福岡委員

平成27年からLED化が始まったというわけではないということでしょうか。

□ 古屋交通企画課長

LED化は平成27年以前から行っており、予算面で言えば消費電力の抑制へもつながっています。

● 池村委員長

有効性は、二つの指標を見る限り、形式的に「b」となりますが、実質面では極めて「a」に近いです。そうした意味では、きちんと取り組んでいる事業だという評価ができると思います。

そこで質問ですが、取組には財源が必要になります。5ページを見ると、圧倒的に財源は「県債」となっていますが、これは以前からそういう形なのでしょう。警察行政は、公共の安寧・秩序の維持といった非常にベーシックな行政だと思いますが、政策的な配慮という面ではどうなのでしょう。

□ 平良交通規制課主任専門官

本県も少子高齢化により税収が減少し、一般財源で賄うことも厳しいため、県債に頼らざるを得ない部分があり、何十年も前から起債に頼った事業となります。

事業の大部分は警察庁の補助事業の対象となっています。補助事業は、半分が国庫補助によるもの、残りの半分は県債となっています。

● 池村委員長

補助事業の要件として、「起債」が示されているわけではないということですね。

□ 平良交通規制課主任専門官

そのとおりです。補助事業に係る国庫補助金以外の財源は、一般財源でも構いません。

● 池村委員長

施策を含めて、その他いかがでしょうか。

◎ 曾我委員

2 ページの「施策のねらい」に「歩行者ファースト」とあり、そこを踏まえての意見となります。成果指標オ「信号機がない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率」の目標は「前年比高」となっており、達成率は 100%を超えていますが、伸び率はそこまで良くないのではないのでしょうか。

また、運転する機会の少ない方や高齢者は「歩行者ファースト」について知らないという方もいます。そのため、免許更新時の講習会等で周知していくと、この指標の実績値も伸びていくのではないかと思います。

□ 古屋交通企画課長

成果指標オについて、令和 5 年度の実績は 52.1%となっており、半分近い方が一時停止していないことになります。

「歩行者ファースト」という取組は、秋田県警察では、実は大分前から行っています。以前は「歩行者ファースト」ということではなく、歩行者が車の運転手に横断する意思を手で合図するという形で、平成 20 年頃から取り組んでいます。

「歩行者ファースト」については、県警察と各交通関係の団体が連携し取り組んでおり、交通安全運動時や様々なキャンペーンの際に周知することで、ようやく一時停止率が 50%を越えるようになったと思っています。ただ、全国的には、一時停止率が高い県がまだありますので、取組を継続し少しでも車と歩行者の事故が少なくなるようしていきたいと思っています。

また、委員から御指摘のあったとおり、免許更新時の講習といった様々な機会をとおして「歩行者ファースト」を周知するとともに、横断時の危険性を体験できるシミ

ュレーターを活用した交通安全教育を各警察署で実施していますので、こうした取組により、少しでも悲惨な交通事故が減るよう頑張っています。

● 池村委員長

横断歩道での一時停止率については、様々な統計があるようですが、以前住んでいた地域はワーストワンだと言われていたことがあり、地元のテレビ局では「歩行者ファースト」についてかなりの頻度で放送をしていました。検証したわけではありませんが、私は効果があったのではないかと考えていますので、是非、様々な取組を一生懸命やっていただきたいと思います。

その他いかがですか。

◎ 綿引委員

「歩行者ファースト」の周知にマスコミを活用していただくと、効果があると思いますので、御活用いただければと思います。

この場でお伺いするのは申し訳ないのですが、運転時に横断歩道の所で歩行者を見かけて一時停止しても対向車が止まらない、後ろから追い越されるといった危ない場面に遭遇しており、それを踏まえ車はどのように止まるのが正解なのでしょうか。

□ 古屋交通企画課長

横断歩道の手前には、標識や路面標示を設置し横断歩道が近くにあることを示しています。道路交通法では、横断歩道のそばに人がいないことが明らかな場合を除いて、車が横断歩道に近づく時は、横断歩道の手前ですぐに止まることができる速度で進行することとなっています。また、横断歩道の近くで見通しが悪く、人がいるかどうかははっきり分からない場合も、車は止まれる速度で走行することとなっています。

そのため、マスコミの活用により、こうした知識をもっと周知をしていくことが大切だと思っていますので、参考にさせていただきます。

◎ 木村委員

交通信号機整備事業に関して、4ページ「施策の方向性イ」の「今後の対応方針」に、「真に必要性の高い信号機の新設等の判断について、優先度の高い順に実施していく」とあります。この点について、住民からどのような形で意見を聞き取って、優先

順位をつけているのでしょうか。また、設置に当たりDX等も活用しているのか、教えてください。

□ 古屋交通企画課長

信号機の新設については、住民から警察署や警察本部に要望があります。

要望箇所への設置については、現場での交通量調査等と信号機の設置基準を踏まえ検討しています。また小学校が統廃合・移転等した場合は、必要な場所に信号機を移設しています。

● 池村委員長

それでは、政策まで含めて御意見をお伺いします。

◎ 石沢委員

1 ページ「施策評価の結果」について、施策1が「e」となった結果、政策の総合評価が「D」となり、非常に残念だと思って見ていました。施策1「県民を犯罪等から守るための取組」について、犯罪を100%防止できればもちろん良いのですが、達成するのは非常に難しいことだと察します。そのため、変化していく犯罪を常に分析し対策を検討することが必要だと思いますが、犯罪防止対策について頑張っていることがあれば、その点の評価があってもいいのではないかと思います。何か工夫して取り組んでいることなどあれば、紹介いただけないでしょうか。

● 池村委員長

取組内容を説明していただく前に、施策1の定量的評価の点数を教えてください。

□ 佐藤警務課企画官

施策1は「1.4」ということで「e」の評価となっています。

● 池村委員長

取組内容について御説明をお願いします。

□ 畠山警務課長

以前から、警察の評価は問題があると指摘を受けていました。施策1の成果指標で

ある「防犯カメラ設置地区の刑法犯認知件数」「刑法犯認知件数」「特殊詐欺被害認知件数」「非行少年の検挙・補導数」の目標値は「前年比減」となっています。そうした場合、去年はコロナ禍が開けて徐々に犯罪が増えたことで、前年の数値と比べると目標が達成できず、結果として「1.4」の「e」判定となっています。

そのため、この目標設定がそもそもどうなのかということを、担当部署と今後協議していきたいと思っています。

● 池村委員長

以前の内容について説明いただきましたが、おっしゃるとおりでした。

目標値の設定の仕方も問題でしたが、もっと問題であったのは、その政策、施策、事業のツリーが綺麗にでき上がっているのかということでした。かつては「1施策1事業」というのが圧倒的に多く、その事業の中に様々なものが入り込んでいるため、一つ一つ事業にしてはどうかと提案をしていましたが、この点が大きく改善されており高く評価しています。ただ、「前年比減」「前年比高」という目標値の設定は、まだ工夫の余地があると思います。

一方で、かつては圧倒的に施策、事業の評価について「A」が多くありましたが、今回は一つの施策の範囲でしか分かりませんが、従来と比べると評語としての評価は落ちてきていると感じます。

自己評価が終わってみて、知事部局と同じ基準により評価したことをどのように感じているのか、率直な意見をお伺いします。

□ 畠山警務課長

まず、ツリーについては、重点目標の中から二つ挙げるという形に大きく見直しています。

評価については、随分見直し、年々行っていますが、どういう指標がいいのか目標設定が非常に難しいところがあります。今回、知事部局の基準に合わせたので評価が「e」となりましたが、令和5年の活動が駄目だったかというところではないと思います。

● 池村委員長

まだ変えなければならないところも、評価としては少し厳しすぎるのではないかと、いうところもないわけではないでしょうから、今後の課題としてあるのだらうと思います。

ます。

その他、全体としていかがでしょうか。

◎ 中村委員

今の評価の問題ですが、私も少し評価が低いという印象です。

2 ページの成果指標エ「歩行者妨害による交通事故死者数」に関して、目標値が「前年比減」となっているためやむを得ない部分もありますが、絶対数が小さく少しの増減で評価が変わってしまうようなものは、本当の評価と言えるのか疑問が残ります。

また、先ほどの信号機の話ですが 人口が減少し、集落で暮らす人がいなくなってしまうと、今まであった信号機がなくなるということは当然出てくると思います。私の住んでいる地域でも信号機がなくなってきました。そうした部分の見込みは、数値には現れていないということでしょうか。

□ 古屋交通企画課長

信号機の設置について、例えば新しい道路ができたことで交差点部が危険となれば信号機は当然必要となりますし、交通事故の発生状況や地域住民のニーズを踏まえて考えていかなければいけないことだと思います。今後の見込みといった部分については、何とも言えないところであります。

◎ 中村委員

先ほども話したとおり、目標値についてどうなのかという思いがあります。

数値が少し変化することで、評価が随分変わってしまうということは、非常に残念なことです。県として一生懸命取り組まれているのに、そういう評価になることは、少し歯がゆさを感じますので、見直ししていくという方向を考えていただければと思います。

● 池村委員長

その他いかがですか。

質問等はいくつかあり、政策的な要望もありました。

評価結果については、今後、目標値の設定等について共に考えていきたいと思います。評価結果については、今後、目標値の設定等について共に考えていきたいと思います。評価結果については、今後、目標値の設定等について共に考えていきたいと思います。

価結果は妥当であるとさせていただきます。

〔休 憩〕

● 池村委員長

資料4の「基本政策3 自然環境」について、事務局より説明願います。

□ 近江環境管理課長

(資料4により、施策評価、事業評価について説明。)

● 池村委員長

それでは、事業評価から御意見、御質問を伺います。

◎ 佐藤委員

3ページ、事業内訳の「環境放射能水準調査研究費」の令和6年度予算が、5年度と比較して増えていますが、何か理由があるのでしょうか。

□ 近江環境管理課長

原発事故後の平成24年度に、モニタリングポストを5基増設しており、その耐用年数が過ぎたことから、国と協議をして今年度更新することになったため、予算が増えています。

◎ 佐藤委員

事業概要に、「放射能測定」と「老朽化したモニタリングポストの更新」とあり、これを評価する指標が、「食品と水道水の放射性物質濃度基準達成率」となっています。本来、指標は計画したことができたかどうか把握するためのものだと思います。

例えば、北朝鮮による核実験の影響など不可抗力を受ける部分があれば、放射能測定が目的だと思いますが、別事業などそういう形になるのではないかと思います。この点についていかがでしょうか。この事業で放射能測定を行わなくても、指標の達成率は100%になるかもしれません。

□ 近江環境管理課長

放射能測定をすることで、指標の各数値が分かります。

◎ 佐藤委員

もし放射能の濃度が高い食品が出ると、評価は下がってしまうという解釈でよろしいでしょうか。

□ 近江環境管理課長

そのようになります。

● 池村委員長

施策の方向性や施策全体として、予期しなかったものが現実には生じた場合は、定性的に考えなければいけないということがありますが、この事業については、当てはまるような話ではおそくないでしょう。

そのため、指標を「成果指標」ではなく「業績指標」として扱っているのは、よく考えたら妥当な線だろうとも思います。

◎ 佐藤委員

放射性物質濃度基準達成率を100%にするという一番上の目的があつての一つの事業という解釈だと思いますので、それはそれとして十分分かりますが、何か一つでも食品から放射性物質が出たとなってもこの事業が全く駄目だったのかということではおそくないと思います。

今回はまずこれで良いですが、そういった時に、今後の評価として、やったことはまずやったということの一つの評価になると思いましたので、意見として述べさせていただきました。

● 池村委員長

総じて言えば、「放射性物質濃度基準達成率」という指標をここに置くことが、果たして妥当なのかというところだと思います。

さて、その他、施策に関していかがでしょうか。

私から、2ページのPCB廃棄物について、処分義務者が存在せず、簡易代執行により処分を行うと、義務者が特定できないため、代執行費用も回収できない状況になります。そのため、早めの調査指導というものがあれば、また違うのではないかと思います、それは可能なのでしょうか。

□ 大門環境整備課長

PCB廃棄物は、環境省のマニュアルを基に、平成27年から令和4年にかけて、県内の事業所にどれだけ該当しそうなものがあるか掘り起こし調査を行っており、調査でも把握できず、その後の保健所等の立ち入りや相談等により発覚したものについては、その処分義務者が誰であるのかを確認した上で、処分義務者がいれば当然その処分義務者が処分するように指導しています。

PCB特措法では、例えば、親が経営している製材工場にPCBを含む変電設備があり、そのまま親の代で廃業して、子どもが事業活動を引き継がなかった場合、子どもの所有になっていても、子どもは処分義務者には該当しません。しかし、そうした場合であっても、任意処分をお願いしますが、今回の4件については、明らかに処分義務者が分からないものを行政代執行により処分しています。

処分費用の95%は国からの補助金、残りは特別交付税で補填されるという流れになっています。もし、処分義務者が判明すれば、当然、費用請求をするというスタンスです。

◎ 福岡委員

1ページの成果指標②と成果指標③に関する調査について、年1回なのか、それとも数回行ったものの平均値となっているのか教えてください。

また、気候条件によってかなり左右される数値だと思っており、県民の皆様に良好な環境が保全されていないというイメージを与えかねないと思います。そのため、自然的なものを考慮するような配慮数値みたいなものがあって、平均値が示せるようになっているのでしょうか。今すぐというのは無理だと思いますが、そういった可能性があるかどうかお伺いします。

□ 藤井環境管理課チームリーダー

成果指標②は、県の公共用水域の水質調査の数値を引用しており、調査回数は地点によって異なります。採水に当たっては、大雨など異常な状況を避け、穏やかな時に

検体を取ることにしておりますが、渇水や猛暑などによる影響は全くないとは言いつらいところあります。しかし、そういった部分も含め、県内の環境がどうかということ全体を把握していると考えています。

□ 大石八郎湖環境対策室長

八郎湖は、月 1 回調査をしています。去年は、7 月に大雨があった後に猛暑となり、令和 4 年度と比べて数値が高くなっています。そのため、一概に 1 回限りでこういった値が出ているということではありません。

◎ 福岡委員

県民の方に保全されているということを理解してもらえる工夫をしていくと、それが評価につながっていくと思います。

● 池村委員長

その他いかがですか。

◎ 綿引委員

2 ページ「主な取組状況とその成果」の「施策の方向性①」に「河川・湖沼・海域の水質について、111 地点で常時監視している」とあります。最近、他県の滝つぼの水質についてニュースになっており、多数の人が体調を崩されたというような話がありましたが、県内の滝つぼについては、今まで調査したことがあるのか、それとも、今回のような他県の例も踏まえ、これから調査することがあるのでしょうか。もし、今後、この 111 地点にプラスしていくお考えがあれば、教えてください。

□ 藤井環境管理課リーダー

111 地点における調査は、公共用水域の水質調査ということで、県で環境基準点を定め、各地点で採水して、その結果を評価しています。

昨今の滝つぼのニュースでノロウイルスが検出されたという報道がありましたが、県では、環境基準点に滝つぼは設定されておらず、ノロウイルスについても環境基準の指標にはなっておりません。もし、こういった案件がありましたら、公共用水域の調査と別に緊急的な調査として、調べていくという可能性はあります。

◎ 佐藤委員

先ほど、3ページの成果指標について質問しましたが、その後考え、おっしゃることがよく分かりました。

この事業は、放射能の影響を把握することが目的なので、万が一、指標の達成率が97%になったとしても、この事業が駄目だということにはならないという解釈ですね。先ほどの件については、訂正させていただきます。

● 池村委員長

そのとおりですね。先ほども言いましたが、本来は成果指標ですが、実施した取組量として設定するのであれば、業績指標として扱わざるを得なくなります。

そのため、本事業にこの指標を設定することが適切かどうかについては、検討の余地があるかもしれません。

その他いかがでしょうか。

それでは、この施策、事業についても評価結果は妥当であるとさせていただきます。

〔休 憩〕

● 池村委員長

資料5の「基本政策3 自然環境」について、事務局より説明願います。

□ 大高自然保護課チームリーダー

(資料5により、施策評価について説明。)

□ 安達自然保護課チームリーダー

(資料5により、事業評価について説明。)

● 池村委員長

それでは、事業評価から御意見等を伺います。

3ページの指標Ⅰは、4ページの「有効性」と結び付くわけですが、有効性の記載について、どのように理解すればよろしいでしょうか。

つまり、指標が設定できないという扱いなのか、それとも、判定基準を使うと「C」になるのではないのでしょうか。

□ 事務局

事務局で確認した際に、指標Ⅰの目標が「0」のため達成率が出ないということで、ここでは指標の設定がないものとして扱い、有効性については理由を記載した上で判定してもらったものです。

● 池村委員長

それも一つの割り切りですから良いと思います。

その他いかがでしょうか。

3ページを見ると、令和6年度予算額の国からの交付金は、5年度と比較してあまり増えていません。これは秋田県だけが抱える問題ではなく、他の地域でも深刻に捉えていることだと思いますが、国は動いてくれないのでしょうか。

□ 千葉自然保護課長

「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」について、ここで指定管理鳥獣と言っているのは「シカ」「イノシシ」のみとなっており、昨今、話題になっている「クマ」については、4月1日に環境省で指定管理鳥獣に追加され、今夏から交付金事業の方にも「クマ」を加えるということで動いています。

本県は、全国的に見てもクマ被害が多いため、国に必要な予算を要求し、取組を進めてまいります。

● 池村委員長

施策を含めていかがでしょうか。

◎ 石沢委員

成果指標②「狩猟者の登録数」に関して、令和2年度から4年度までは実績が増えています。これはどのような背景があるのでしょうか。

□ 千葉自然保護課長

毎年、狩猟免許試験を実施し、新規の取得者も増えてきていますが、高齢になったことで更新されない方も多いです。

また、若い方は、資金面で負担が少ない「わな猟免許」を取りやすいこともあり4年度までは新規参入の方が比較的多い状況になっています。5年度の実績が減った原因は、はっきりと分かりませんが、5年度のクマによる人身被害者数が全国の3分の1にあたる70人という状況もあり、そういった部分が、少しマイナスに作用したのではないかと思います。

ただ傾向として、若い方が狩猟に非常に興味を持っているというところがあります。そのため、狩猟に関してあまり関心がない方、詳しく知らないという方に対しても興味を持っていただけるようなフォーラムを継続して開催していますが、今後はより取組を強化し、新規参入者を増やしていきたいと考えています。

● 池村委員長

その他いかがでしょうか。

それでは、施策、事業共に評価結果は妥当であるということにしたいと思います。

これをもって基本政策3は終了となります。

以上、活発な御審議ありがとうございました。

23日と本日を合わせて27件の審議を行い、全ての評価について評価結果は妥当ということでありました。当委員会に諮問された評価結果については、妥当であるという旨の答申をすることにしたいと思いますので、お認めをいただきたいと思います。

【委員一同異議なし】

それでは、議事（4）その他として、委員の皆様から何かお気づきの点等ございましたらお願いします。

それでは、評価に関する調査審議は全て終了となります。